

## 平成22年度 第1回山形県屋外広告物審議会議事録

- 1 日 時 平成23年3月8日(火) 14時00分から15時45分  
2 場 所 県庁1001会議室  
3 議 事

### ◇ 協議事項

条例第2条第1項第6号中(特別規制地域)  
道路等から展望できる範囲の地域で「知事が指定する区域」について

### ◇ 報告事項

- (1) 屋外広告物に係る事務・権限の一部移譲  
① 移譲の概要 ② 今後の方向性  
(2) 屋外広告物行政の課題と方向性  
① 違反広告物の現状と課題 ② 今後の方向性  
(3) 屋外広告業の登録状況

- 4 出席委員 和田委員、山畑委員、杉山委員、高澤委員、福田委員、三原委員、鹿野委員代理、  
塚原委員代理、後藤委員、澤渡委員、増田委員、工藤委員  
欠席委員 秋野委員、廣瀬委員、市川委員、小野委員

### <議 事：協議事項>

(和田会長)

本日は、諮問事項はありません。協議事項について事務局の説明をお願いします。

(事務局) (資料-1、スライドを用いて説明)

(和田会長)

事務局の説明に対する意見、質問はありませんか。フルインターチェンジ、ハーフインターチェンジの定義は理解できましたか。

(増田委員)

現行条例の確認になりますが、高速道路のインターチェンジから道程3km以内の一般国道及び県道及びその両側500m以内の展望できる範囲と用途地域が重複する場所は、用途地域が優先するということが良いでしょうか。

(事務局)

用途地域が優先となります。

(増田委員)

市街地の規制が優先するということですね。

(事務局)

そのとおりです。

(三原委員)

ハーフインターは、緊急時や生活利便性のため、人口の少ない地域に作られるものという理解で良いでしょうか。

(事務局)

三瀬、五十川インターについては緊急時、生活利便性のため大きな理由です。遊佐インターなど主に地域活性化が大きな目的のものもあります。今後の整備になりますが、村山のハーフインター周辺は“そば街道”があり、地域活性化に寄与するものになると思います。

(三原委員)

フルインターだとお金が掛かるのでハーフインターを設置するということでしょうか。

(事務局)

従来フルインターの建設経費は数十億円となります。最近経費の少ないダイヤモンド型のインターが作られてきております。地域密着の三瀬、五十川のハーフインターはもっと簡素な形で、その地域に合わせて計画されています。

(山畑委員)

道路規格、構造、速度とインターチェンジの形状との関係はどう考えているのでしょうか。

(事務局)

道路担当に確認します。

(杉山委員)

地図だけでは分からないので、今後、委員と一緒に現地を見て検討、協議するという考え方は良いと思います。インター周辺として規制を厳しくすると、既存不適格となるものはどの程度あるのでしょうか。保全の考え方が基本になるとは思いますが、数百件もあるのか1～2件程度なのかどうでしょうか。

(事務局)

まだ、全ては確認していませんが、三瀬、五十川インターの両方で十数カ所と見えています。

(和田会長)

では、事務局の提案について説明してください。

(事務局)

来年度の雪解け後、早い時期に現地調査をお願いしたいと思います。日程は改めて会長と打ち合わせし連絡させていただきます。

(和田会長)

事務局提案に何か意見はありますか。無いようであれば、日程調整や現地調査を行う委員の選定は私に一任ということによろしいですね。

<議事：報告事項（１）>

（和田会長）

次に、報告事項です。屋外広告物に係る事務・権限の一部移譲について事務局説明をお願いします。

（事務局）（資料－２、スライドを用いて説明。）

（和田会長）

事務局の説明に対する意見、質問はありませんか。

（増田委員）

地方自治法による酒田市への移譲とのことですが、手数料、書式、添付書類は同じものになると理解して良いでしょうか。

（事務局）

書式などは同じになります。手数料は市が決めるものですが県と同等になるものと聞いています。

（高澤委員）

山形県では酒田市が初めての移譲ということですか。他県の状況などはどうでしょうか。

（事務局）

山形県では酒田市が初めてです。全国的には移譲が進んでいます。H22年度末現在、東北では青森県がH14年に、福島県がH12年に全ての市町村に、岩手県は3町村、宮城県は3市町に移譲済みです。秋田県はありません。他に屋外広告物法による一部移譲が八戸市にされています。

（高澤委員）

今後、山形県でも移譲が進むということですか。

（事務局）

そう考えています。

（和田会長）

酒田市で広告景観モデル地区のアドバイスをされている山畑委員の意見はどうでしょうか。

（山畑委員）

酒田市は景観行政団体になっており、独自の広告景観モデル地区を積極的に作ろうとする意志があり、非常に好ましいことだと考えています。

<議事：報告事項（２）>

（和田会長）

次に、屋外広告物行政の課題と方向性について事務局説明をお願いします。

（事務局）（資料－３、スライドを用いて説明。）

(和田会長)

事務局の説明に対する意見、質問はありませんか。

(増田委員)

道路脇によくある看板は一般広告に分類されるのですか。

(事務局)

名前、方向、距離だけの表示が案内広告で、その他のものは一般広告として扱っています。

(増田委員)

広告の代理店が土地を借りて掲出しているようなものは一般広告になると思いますが、資料を見ると一般広告では違反が少ないです。しかし、山形市内の交差点を見ると一般広告が乱立しており、景観に対しては一般広告の影響が大きいと思いますがどう考えていますか。

(事務局)

委員の指摘のとおりかと思います。都市内、中心部の屋外広告物については、別に検討していく必要があると考えています。是正は進めておりますが、毎年、新たに違反広告物が出てくる状況です。自家広告物については届出が不要なことも関係していると思います。

(増田委員)

自家広告物の違反是正は進んできていると思います。一般広告物の規制の方法ですが、仰角 14 度の規制や用途地域での規制が適切かどうか、今後、検討していただきたいと思います。

(事務局)

規制については必要があれば検討します。その観点で現在分析を進めております。

(杉山委員)

どの広告物がどのように是正されたのか、見て分かる資料としてビジュアルなどで保管されているのですか。あれば、良い物を表彰する際などに活用できると思います。そういったものがあると委員が替わっても共通認識を持ち、活用できると思いますが実態はどうなっていますか。

(事務局)

総合支庁では是正指導を行っていますが、台帳、写真があるので対比できるものがあると思います。違反指導した回数等も記録しております。

(澤渡委員)

屋外広告物の規制と景観を考えると、自分のふる里、街並みに対するセンスが大事だと思います。どのようなふる里を子孫に残すのが大事であり、山形駅前に他県のお酒の看板が有れば、どうしたものかと思います。山形らしい雰囲気を作る、建物の色、高さなど、街としての規制などが大事なことと思います。総括的なコンセプトがあればお聞かせてください。

(事務局)

屋外広告物が景観形成の大きな要素であることは認識しております。法や条例での規制誘導と並行して、普及、啓発など、住民活動に力を入れていく必要があると考えています。良い屋外広告物とはどういうものか、街を歩き選び出し事例集をまとめるなど考えたいと思います。

(澤渡委員)

大学の委員の方々もいるので、街の方々と一緒に頑張ってもらいたい。

(三原委員)

私は直接専門ではありませんが、大学には“まちづくり”、“市街地活性化”に興味を持っている教員、学生が多いと思います。一般の方々だけでなく、そのような関心の高い方々に働きかけをしてはどうでしょうか。

(事務局)

そのような方向で検討していきたいと思います。

(工藤委員)

看板広告は一般の人に馴染みが低いものかも知れませんが、表現の自由を考えるとなかなか難しいことだと思いますが、良い広告、悪い広告について、看板を掲出したい人にも知ってもらうことが大切だと思います。

(高澤委員)

意識、啓発の点では、市民と“まちあるき”をしていると看板への意見も出てきますが、広告業の方などからは「クライアントが一緒だと思うことが言えない」といった声も聞きます。市民だけでなく、経営者の意識を変えて貰うような啓発活動も必要ではないかと思っています。

(事務局)

今後の課題にしたいと思います。

(福田委員)

自営業者としては如何に目立つ広告をつくるかが課題です。景観について意識を変えることは大事ですが、売る看板、品が良くセンスが良い看板を如何に作ったらいいのか。都会では見る機会、勉強する機会があるが、地方では情報が不足しています。見る側からだけでなく、看板を出す側に対する勉強会のようなことが必要ではないかと思っています。

(事務局)

良いものはこのようなもの、といったことを共有できるようにしていくことが大切であろうと考えています。

(増田委員)

平成10年の条例改正後、既存不適格となってしまったものについて、高さを低くしたり、面積を小さくしたり対応しています。

最近は看板屋でないものが、パソコンで簡単に作り貼るだけで看板を作れるようになっています。昔は筆で文字を書いていたわけですが、今は誰でも作れるようになっています。そのようなことから、景観的にも作品的にも良い物が作られなくなってきていると思います。業界としては第一にクライアントの気持ちを汲んで売れる看板は作らなければなりません、景観についてはこれからも努力したいと考えています。

<議事：報告事項（3）>

（和田会長）

次に、屋外広告業の登録事項について事務局の説明をお願いします。

（事務局） （資料－4を用いて説明。）

（和田会長）

事務局の説明に対する意見、質問はありませんか。

（山畑委員）

登録業者のうち屋外広告士で登録している業者はどのくらいありますか。

（事務局）

約600の登録業者のうち100業者程度となっています。

（山畑委員）

屋外広告士と講習会修了者では基礎的な知識に差があります。屋外広告士はデザイン、歴史、法律の全ての試験を受けますが、講習会は2日間の講習だけです。そのため屋外広告士と講習会修了者が同じ扱いであることに疑問の声も聞こえてきます。屋外広告士の資格を取るなど、業者への啓蒙も必要だと思います。

（増田委員）

屋外広告士という資格制度は30数パーセントの合格率です。一般の講習会には再講習も必要であると考えています。

（事務局）

意見を参考にさせていただきます。

（澤渡委員）

屋外広告物が良い街にはどのようなところがあるか紹介してほしいと思います。

（和田会長）

金沢の街並みは良いと思います。市民がこぞってゴミ拾いもしており、広告の規制もされていると思います。倉敷も良いと思いますし、都会のエネルギーを感じる横浜も良いと思います。東京とは違う歴史を感じさせます。

（山畑委員）

横浜市役所には古くから都市デザイン室があり景観づくりのコントロールが強く効いています。鎌倉の表通りは良いです。電柱を無くす検討もしているようですが、裏の小町通りの広告はひどいと思います。欧米とアジアを比べると、日本は歴然としてアジア的で、電柱、看板がごちゃごちゃしています。一方、ドイツのローテンブルクなどは、いろいろ、ごちゃごちゃしていますが看板類は個性的で統一感もあると思います。

（三原委員）

良い広告物、看板のコンテストのようなものを作ってはどうでしょうか。建物は古いものが好き

ですが、山形に来て「ああ、素敵だなー」と実感するのは鳥海山や月山です。逆に街の中にはもっと広告があっても良いくらいだと感じています。

(杉山委員)

横浜の元町通りでは全国チェーンの量販店でも看板の色を変えてくれます。まちの方々が協定をつくり、企業にも協力体制がありますし、継続性が大事で良い事例だと思います。小田原では駅前の看板に規制がなされており、居酒屋チェーンにもお願いしています。弘前の商店街では看板を統一し、工芸的で女性向きに整備している事例があります。商店街毎、路地毎に、協定などでまちの魅力に繋がっています。

(和田会長)

以前、山形の商工会議所の取り組みでディスプレイコンテストに携わりました。このようなことを看板にも役立てれば、より良いまちづくりになると思います。

他に無ければ、以上で本日の議事を終了します。

(了)

平成23年3月8日